

第 7 3 号議案

令和 5 年度芦屋市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度芦屋市下水道事業会計未処分利益剰余金 1, 0 4 8, 6 8 4, 9 8 6 円のうち 2 9 7, 1 3 1, 3 2 7 円を資本金に組み入れ、4 9 0, 4 1 5, 5 1 9 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

参 照（第 7 3 号議案及び第 7 5 号議案）

地方公営企業法抜粋

（剰余金の処分等）

第 3 2 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

（第 3 項及び第 4 項省略）